

## 単価契約仕様書

環境政策局東部まち美化事務所

(担当: 小浦、太田 電話: 722-4345)

件 名	レギュラーガソリン及び軽油(令和7年度第4四半期)【東部まち美化事務所】
形状・寸法	スタンドでの給油
予定数量	レギュラーガソリン 約6,500リットル 軽油 約50リットル
契約期間	令和8年1月1日 ~ 令和8年3月31日
契約条件	<p>1 純油量の管理 ガソリンカード(35台)により管理すること。</p> <p>2 純油対象車両 別紙のとおり なお、受託者は対象車両分のガソリンカードを発行することとし、車両変更及び新車納車の際は柔軟に対応すること。</p> <p>3 支払方法</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 月末まで請求書受領後30日以内に支払うこととする。</li><li>○ 各書類の金額表記は、請求内訳から税抜き合計欄までは小数点以下(第4位)まで記載すること。端数処理は税込金額において行うものとし、小数点以下は全て切捨とする。</li></ul> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 東部まち美化事務所(左京区高野西開町34番地の3)から、概ね半径2.0km以内に純油スタンドを有するものとする。</li><li>○ ガソリン等の純油のみで、洗車等その他の業務を含まない。</li><li>○ 純油はセルフ形式ではないこと。</li><li>○ 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</li><li>○ 契約期間中に揮発油税法をはじめとする法令改正が講じられた場合であっても契約単価は変更しない。ただし、請求額については、法令改正により減ずることとなる金額を差し引いて請求すること。</li></ul>

【別紙】

○ 乗用自動車（2台）

1 京都 501 す 61-12  
2 京都 301 む 82-12

○ 軽四輪貨物自動車（31台）

1 京都 41 み 20-05  
2 京都 41 も 92-88  
3 京都 480 す 27-00  
4 京都 480 す 27-01  
5 京都 480 せ 72-51  
6 京都 480 せ 72-52  
7 京都 480 せ 72-53  
8 京都 480 ち 39-23  
9 京都 480 て 59-82  
10 京都 480 な 59-37  
11 京都 480 な 86-97  
12 京都 480 な 95-74  
13 京都 41 も 93-01  
14 京都 480 く 91-11  
15 京都 480 す 26-93  
16 京都 480 ち 39-30  
17 京都 480 ち 39-31  
18 京都 480 せ 72-56  
19 京都 480 せ 72-57  
20 京都 480 こ 80-33  
21 京都 480 な 59-38  
22 京都 480 な 86-98  
23 京都 480 な 95-75  
24 京都 480 て 59-88  
25 京都 480 せ 72-54  
26 京都 480 せ 72-55  
27 京都 480 ま 3-53  
28 京都 480 ふ 67-82  
29 京都 480 ほ 98-40

3 0 京都 480 ま 87-01

3 1 京都 480 ま 94-68

○ 原動機付自転車（2台）

1 京都市左 E 67-06

2 京都市左 E 67-07

## 【参考】

### 令和6年度第4四半期レギュラーガソリン購入量

#### ■第4四半期

	購入量(単位:リットル)
1月	2,058.23
2月	2,203.21
3月	2,195.23
合計	6,456.67